

# 日本農林規格の規格票の様式及び作成方法 に関する手引き

第1版： 2017年（平成29年） 8月10日  
第2版： 2019年（令和元年） 5月23日  
第3版： 2019年（令和元年） 12月23日

農林水産省食料産業局食品製造課基準認証室



# 目次

ページ

|    |                                  |   |
|----|----------------------------------|---|
| 1  | 適用範囲                             | 1 |
| 2  | 引用規格                             | 1 |
| 3  | 用語及び定義                           | 1 |
| 4  | 規格の目的                            | 1 |
| 5  | 一般原則                             | 1 |
| 6  | 主題及び規格の区分け                       | 1 |
| 7  | 記述事項の表現形式                        | 1 |
| 8  | 用字、用語及び略語                        | 1 |
| 9  | 数値、量、単位及び記号                      | 2 |
| 10 | 引用・参照                            | 2 |
| 11 | 名称                               | 2 |
| 12 | まえがき                             | 2 |
| 13 | 序文                               | 2 |
| 14 | 適用範囲                             | 2 |
| 15 | 引用規格                             | 2 |
| 16 | 用語及び定義                           | 2 |
| 17 | 記号及び略語                           | 2 |
| 18 | 測定方法及び試験方法                       | 2 |
| 19 | 表示、包装及び添付文書                      | 3 |
| 20 | 附属書                              | 3 |
| 21 | 参考文献一覧                           | 3 |
| 22 | 箇条及び細分箇条                         | 3 |
| 23 | 細別                               | 3 |
| 24 | 注記                               | 3 |
| 25 | 例                                | 3 |
| 26 | 注                                | 3 |
| 27 | 式                                | 3 |
| 28 | 図                                | 4 |
| 29 | 表                                | 4 |
| 30 | 特許権など                            | 4 |
| 31 | 商標名及び商標の使用                       | 4 |
| 32 | 著作権                              | 4 |
| 33 | 適合性評価                            | 4 |
| 34 | 品質マネジメントシステム、信頼性および抜取検査          | 4 |
| 35 | 特定分野の品質マネジメントシステムの内容の扱い方         | 4 |
| 36 | 対応国際規格を基礎にして JAS を作成する場合の特別の補足事項 | 4 |
| 37 | 追補                               | 4 |

|       |                                  |    |
|-------|----------------------------------|----|
| 38    | 規格票の大きさ及び体裁                      | 5  |
| 附属書 A | (参考) 規格の作成者のためのチェックリスト           | 6  |
| 附属書 B | (参考) 量及び単位の表記方法                  | 6  |
| 附属書 C | (参考) 国際的に標準化された項目の呼び方            | 6  |
| 附属書 D | (規定) 目次                          | 6  |
| 附属書 E | (参考) まえがき及び序文の記載例                | 6  |
| 附属書 F | (規定) 用語規格の作成方法並びに表形式の用語及び定義の表記方法 | 7  |
| 附属書 G | (規定) JAS と対応国際規格との対比表の様式及び記載方法   | 7  |
| 附属書 H | (規定) 文章の書き方並びに用字, 用語, 記述符号及び数字   | 7  |
| 附属書 I | (規定) 追補                          | 8  |
| 附属書 J | (規定) JAS の規格票の体裁                 | 8  |
| 附属書 K | (参考) 表紙                          | 16 |
| 附属書 L | (参考) Word の設定値について               | 19 |

## まえがき

この手引きは、日本農林規格策定のために農林水産省食料産業局食品製造課基準認証室が制定したものです。  
この手引きは、**JIS Z 8301:2019** を参考として作成されました。



# 規格票の様式及び作成方法

## 1 適用範囲

この手引きは、日本農林規格（JAS）の様式及び作成方法について規定する。また、この手引きは、規格に準じる文書にも適用可能である。

## 2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この手引きに引用されることによって、その一部又は全部がこの手引きの要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS Z 8301** 規格票の様式及び作成方法

## 3 用語及び定義

この手引きで用いる主な用語及び定義は、**JIS Z 8301** の**箇条 3**（用語及び定義）による。

## 4 規格の目的

規格の目的は、**JIS Z 8301** の**箇条 4**（規格の目的）による。

## 5 一般原則

一般原則は、**JIS Z 8301** の**箇条 5**（一般原則）による。

なお、各項で引用されている**JIS Z 8301**において“産業標準化法”は“日本農林規格等に関する法律”，“日本産業規格”又は“JIS”とあるものは“日本農林規格”又は“JAS”，“〇〇大臣”は“農林水産大臣”，“日本産業標準調査会”は“日本農林規格調査会”，“附属書△△”は“この手引きの附属書△△”にそれぞれ適宜、読みかえる。

## 6 主題及び規格の区分け

主題及び規格の区分けは、**JIS Z 8301** の**箇条 6**（主題及び規格の区分け）による。

## 7 記述事項の表現形式

記述事項の表現形式は、**JIS Z 8301** の**箇条 7**（記述事項の表現形式）による。

## 8 用字、用語及び略語

用字、用語及び略語は、**JIS Z 8301** の**箇条 8**（用字、用語及び略語）による。

## 9 数値、量、単位及び記号

数値、量、単位及び記号は、**JIS Z 8301** の**箇条 9**（数値、量、単位及び記号）による。

## 10 引用・参照

引用・参照は、**JIS Z 8301** の**箇条 10**（引用・参照）による。

## 11 名称

規格の名称は、**JIS Z 8301** の**箇条 11**（名称）による。

## 12 まえがき

まえがきは、**JIS Z 8301** の**箇条 12**（まえがき）による。まえがきの記載例を、**附属書 E**に示す。

## 13 序文

序文は、**JIS Z 8301** の**箇条 13**（序文）による。

## 14 適用範囲

適用範囲は、**JIS Z 8301** の**箇条 14**（適用範囲）による。ただし、**JIS Z 8301** の**14.5**の対応国際規格を基礎として用いた場合の規定は適用しない。

## 15 引用規格

引用規格は、**JIS Z 8301** の**箇条 15**（引用規格）による。

## 16 用語及び定義

用語及び定義は、**JIS Z 8301** の**箇条 16**（用語及び定義）による。

## 17 記号及び略語

記号及び略語は、**JIS Z 8301** の**箇条 17**（記号及び略語）による。

## 18 測定方法及び試験方法



測定方法及び試験方法は、**JIS Z 8301**の**箇条 18**（測定方法及び試験方法）による。ただし、化学的分析法を起草する場合にあっては、**ISO 78-2**を参考とすることができる。

## 19 表示, 包装及び添付文書

表示, 包装及び添付文書は、**JIS Z 8301**の**箇条 19**（表示, 包装及び添付文書）による。

## 20 附属書

附属書は、**JIS Z 8301**の**箇条 20**（附属書）による。

## 21 参考文献一覧

参考文献一覧は、**JIS Z 8301**の**箇条 21**（参考文献一覧）による。

## 22 箇条及び細分箇条

箇条及び細分箇条は、**JIS Z 8301**の**箇条 22**（箇条及び細分箇条）による。

## 23 細別

細別は、**JIS Z 8301**の**箇条 23**（細別）による。

## 24 注記

注記は、**JIS Z 8301**の**箇条 24**（注記）による。

## 25 例

例は、**JIS Z 8301**の**箇条 25**（例）による。

## 26 注

注は、**JIS Z 8301**の**箇条 26**（注）による。

## 27 式

式は、**JIS Z 8301**の**箇条 27**（式）による。

## 28 図

図は、**JIS Z 8301**の**箇条 28** (図) による。

## 29 表

表は、**JIS Z 8301**の**箇条 29** (表) による。

## 30 特許権など

特許権などは、**JIS Z 8301**の**箇条 30** (特許権など) による。

## 31 商標名及び商標の使用

商標名及び商標の使用は、**JIS Z 8301**の**箇条 31** (商標名及び商標の使用) による。

## 32 著作権

著作権は、**JIS Z 8301**の**箇条 32** (著作権) による。ただし、第1段落の規定については、適用しない。

## 33 適合性評価

適合性評価は、**JIS Z 8301**の**箇条 33** (適合性評価) による。

## 34 品質マネジメントシステム、信頼性および抜取検査

品質マネジメントシステム、信頼性および抜取検査は、**JIS Z 8301**の**箇条 34** (品質マネジメントシステム、信頼性および抜取検査) による。

## 35 特定分野の品質マネジメントシステムの内容の扱い方

特定分野の品質マネジメントシステムの内容の扱いは、**JIS Z 8301**の**箇条 35** (特定分野の品質マネジメントシステムの内容の扱い方) による。

## 36 対応国際規格を基礎にして JAS を作成する場合の特別の補足事項

対応国際規格を基礎にして **JAS** を作成する場合の特別の補足事項(価)は、**JIS Z 8301**の**箇条 36** (対応国際規格を基礎にして **JIS** を作成する場合の特別の補足事項(価)) による。

## 37 追補

追補は、**JIS Z 8301** の**箇条 37**（追補）による。

### **38 規格票の大きさ及び体裁**

規格票の大きさ及び体裁は、**JIS Z 8301** の**箇条 38**（規格票の大きさ及び体裁）によるほか、表紙及びWordの設定値を参考として**附属書 K** 及び**附属書 L**に示す。

## 附属書 A

(参考)

### 規格の作成者のためのチェックリスト

この附属書は、**JIS Z 8301**の附属書 A (参考) (規格の作成者のためのチェックリスト) による。

## 附属書 B

(参考)

### 量及び単位の表記方法

この附属書は、**JIS Z 8301**の附属書 B (参考) (量及び単位の表記方法) による。

## 附属書 C

(参考)

### 国際的に標準化された項目の呼び方

この附属書は、**JIS Z 8301**の附属書 C (参考) (国際標準化項目の呼び方) による。

## 附属書 D

(規定)

### 目次

この附属書は、**JIS Z 8301**の附属書 D (規定) (目次) による。

## 附属書 E

(参考)

### まえがき及び序文の記載例

#### E.1 まえがきの記載例

まえがきの記載例を、次に示す。次の例以外のまえがきの記載例は、**JIS Z 8301**の E.1 を準用する。

なお、例 1 に示す、特許権などにかかわる部分は、例 1 以外でも該当する場合には記載する。

例 1 (制定の場合)

この規格は、日本農林規格等に関する法律第4条第1項の規定に基づき、××××××から、日本農林規格原案を添えて日本農林規格を制定すべきとの申出があり、日本農林規格調査会の審議を経て、農林水産大臣が制定した日本農林規格である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。農林水産大臣及び日本農林規格調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

#### 例 2 (改正の場合)

この規格は、日本農林規格等に関する法律第5条において準用する同法第4条第1項の規定に基づき、××××××××から、日本農林規格原案を添えて日本農林規格を改正すべきとの申出があり、日本農林規格調査会の審議を経て、農林水産大臣が改正した日本農林規格である。これによって、**JAS XXXX:YYYY**は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。農林水産大臣及び日本農林規格調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

### E.2 序文の記載例

序文の記載例は、**JIS Z 8301** の **E.2** による。

## 附属書 F

(規定)

### 用語規格の作成方法並びに表形式の用語及び定義の表記方法

この附属書は、**JIS Z 8301** の附属書 F (規定) (用語規格の作成方法並びに表形式の用語及び定義の表記方法) による。

## 附属書 G

(規定)

### JAS と対応国際規格との対比表の様式及び記載方法

この附属書は、**JIS Z 8301** の附属書 G (規定) (JIS と対応国際規格との対比表の様式及び記載方法) による。

## 附属書 H

(規定)

### 文章の書き方並びに用字、用語、記述符号及び数字

この附属書は、**JIS Z 8301** の附属書 H (規定) (文章の書き方並びに用字、用語、記述符号及び数字) による。

## 附属書 I

(規定)

追補

この附属書は、JIS Z 8301 の附属書 I (規定) (追補) による。

## 附属書 J

(規定)

### JAS の規格票の体裁

#### J.1 規格票の体裁

##### J.1.1 最初のページ

規格票の第 1 ページの体裁は、図 J.1 による。

|   |
|---|
| <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;"> <p>日本農林規格</p> </div> <div style="text-align: right;"> <p>JAS</p> <p>番号：西暦年<sup>a)</sup></p> <p>(対応国際規格番号：西暦年)<sup>b)</sup></p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>規格の名称<sup>c)</sup></p> <p>規格の英語の名称<sup>d)</sup></p> </div> |
|---|

注<sup>a)</sup> 制定年又は改正年は、西暦で表記する。ただし、同一年内に改正したときには、改正後の後に“R”と記載する。

なお、既に制定又は改正された後に確認された規格票には、その下に最終の確認年と“確認”の文字とを、括弧に入れて“(〇〇〇〇年確認)”と記載する。

注<sup>b)</sup> 国際一致規格では、“番号：西暦年”の下に、対応国際規格の規格番号及び西暦年を括弧書きで付記する。対応国際規格に、追補 (amendment) が発行されていて、これを一体として編集した国際一致規格では、“対応国際規格番号：西暦年+追補の番号：西暦年”を括弧書きで付記する。

例 1 (ISO 11600:2002+Amd 1:2011)

例 2 (ISO 61000-4-34:2005+AMD 1:2009)

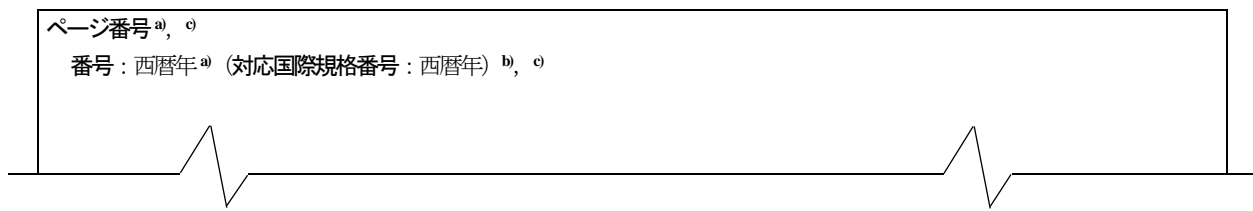
注<sup>c)</sup> 規格の名称は、MS ゴシック、19 ポイントとする。

注<sup>d)</sup> 規格の英語の名称は、Arial、13 ポイントとする。

図 J.1—規格票の第 1 ページの体裁

##### J.1.2 第 2 ページ以降

規格票の第 2 ページ以降の体裁は、図 J.2 による。



注 a) “ページ番号” 及び “番号：西暦年” は、紙面の上隅に記載する。

注 b) 国際一致規格では、“番号：西暦年” の後に、対応国際規格の規格番号及び西暦年を括弧書きで付記する。対応国際規格に、追補 (amendment) が発行されていて、これを一体として編集した国際一致規格では、“対応国際規格番号：西暦年+追補の番号：西暦年” を括弧書きで付記する。

注 c) ページ番号、番号及び西暦年は、Arial, 9ポイントとする。

図 J.2—規格票の第 2 ページ以降の体裁

### J.1.3 字配り

本文、注記、例及び注の字配りは、図 J.4 による。

### J.1.4 太字

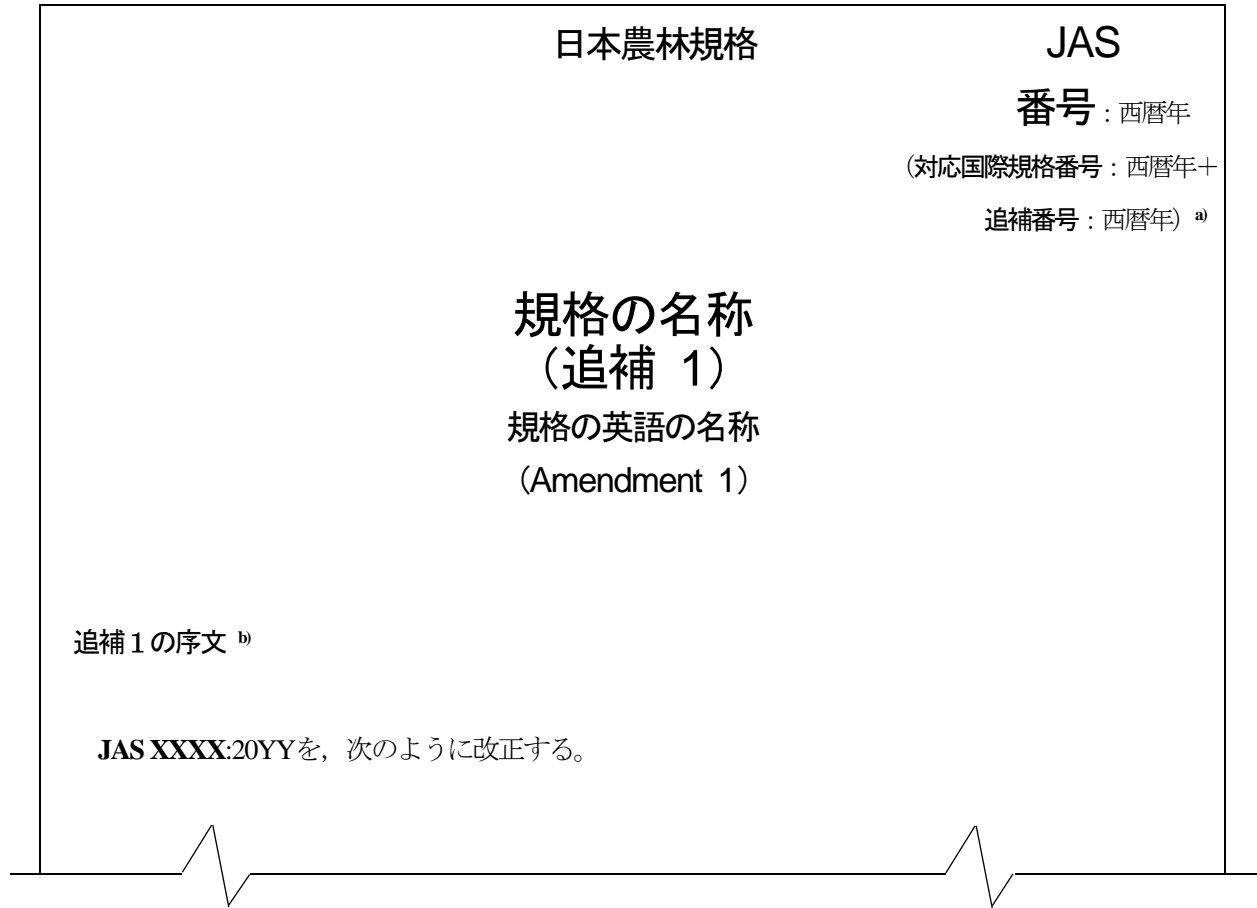
太字は、JIS Z 8301 の J.1.4 による。

## J.2 追補の体裁

### J.2.1 最初のページ

追補の第 1 ページの体裁は、図 J.3 による。

なお、追補の欄には、発効回数（例えば、“追補 1”）を表記する。



注 a) 対応国際規格に追補 (amendment) が発行されていて、これに一致した追補では、“番号：西暦年”の下に，“対応国際規格番号：西暦年／追補の番号：西暦年”を括弧書きで付記する。

例 (IEC 61000-4-34:2005+AMD:2009)

注 b) 追補の序文の記載は任意とする。

図 J3—追補の第 1 ページの体裁

## J.2.2 第 2 ページ以降

追補の第 2 ページ以降の体裁は、J.1.2 による。ただし、J.2 の注 b) を、図 J.3 の注 a) に置き換えて適用する。













## 附属書 K

(参考)

### 表紙

表紙の体裁並びに記載する事項及び字配りは、**図 K.1**による。



- 注<sup>a)</sup> “JAS”及び規格番号は、Arial, 36ポイントの太字とする。
- 注<sup>b)</sup> “日本農林規格”は、MSゴシック, 19ポイントの太字, “JAPANESE AGRICULTURAL STANDARD”は、Arial, 19ポイントとする。
- 注<sup>c)</sup> 規格の名称は、MSゴシック, 16ポイントとする。
- 注<sup>d)</sup> 規格の英語の名称は、Times New Roman, 14ポイントの太字とする。
- 注<sup>e)</sup> 制定年月日を記載する。
- 注<sup>f)</sup> 最終の改正年月日を記載する。
- 注<sup>g)</sup> 最終の確認年月日を記載する。ただし、確認後に改正された場合には、この項は記載しない。

図 K.1—表紙の体裁, 字配り (続き)



## 附属書 L

(参考)

### Word の設定値について

JAS 原案作成テンプレートを作成するための Word 設定の際の注意点。

#### a) テンプレートのページ設定

Word を用いて原案を作成する場合は、次に示すページ設定値・フォントを用いる。なお、“文字数と行数”の“フォントの設定”から文字サイズを 10 ポイントに変更しないと文字数と行数の設定はできない。

#### b) フォント

本文のフォントは次による。

- 1) 日本語 MS 明朝<sup>㉮</sup>
- 2) 英数字 Times New Roman

通常、それぞれ 10 ポイントを使用。図・表の説明部分は 9 ポイント。英数字は、すべて半角を用いる。日本語の“太字”は“MS ゴシック”を使用する。英数字の“太字”は“ボールド”を使用する。

注<sup>㉮</sup> “MS 明朝”，“MS ゴシック”はプロポーションアルタイプの“MSP 明朝”，“MSP ゴシック”もあるが、等幅の“MS 明朝”，“MS ゴシック”を使用する。

